

独立行政法人国立病院機構会計規程（抜粋）

第8章 契約

（契約の方法）

第52条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、理事長が定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、理事長が定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、理事長が定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他理事長が定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、理事長が定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 6 WTO協定を実施するために必要な事項は、前5項の規定にかかわらず、独立行政法人国立病院 機構政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成16年規程第35号）によるものとする。

（競争の方法）

第52条の2 前条第1項、第3項又は第5項の規定による競争は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。ただし、理事長が別に定める契約方法に付する場合には、入札の方法によらないことができる。

- 2 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 3 前項の規定は、第1項ただし書きの入札の方法によらない競争を行う場合に準用する。

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（抜粋）

第5章 随意契約

（競争に付することが不利と認めて随意契約による場合）

第17条の2 会計規程第52条第4項の規定により競争に付することが不利と認めて随意契約による場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることが

できる見込みがあるとき。

三 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。

四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

(随意契約によることができる場合)

第17条の3 会計規程第52条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

四 予定価格が50万円を超えない財産を売払うとき。

五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸付けるとき。

六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

七 運送又は保管をさせるとき。

八 外国で契約をするとき。

九 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき

十 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。

十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。

十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

(随意契約の特例)

第17条の4 経理責任者は、競争入札に付しても入札者がいないとき、再度の入札又は公募競争に付しても交渉権者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。ただし、工事、測量・建設コンサルタント等の契約及び医療用の器械等の買入れの場合であつて、一般競争入札、指名競争入札及び公募型競争見積の競争に複数回付しても交渉権者がいないときは、競争で申込まれた最低の価格を上回らない価格をもって契約価額とすることができる。

2 経理責任者は、前項ただし書きの規定により契約価額を決定する場合には、審査会に諮らなければならない。

3 経理責任者は、会計規程第55条第2項に規定する者が契約を結ばないときは、その契約価額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。